

○墨田区障害者移動支援事業実施要綱

平成18年9月29日

18墨福障第790号

改正 平成21年3月21日20墨福障第1530号

平成22年3月30日21墨福障第1849号

平成23年2月1日22墨福衛保第1678号

平成23年9月26日23墨福障第1051号

平成24年2月14日23墨福障第1869号

平成24年6月7日24墨福障第265号

平成25年1月7日24墨福障第1704号

平成26年9月30日26墨福障第1343号

平成27年3月27日26墨福障第2183号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の規定に基づき、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）が外出することが困難な場合に、当該外出時の移動を支援する者（以下「移動支援者」という。）を派遣することにより、障害者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 移動支援事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、自宅等で生活する障害者等（法による重度訪問介護、行動援護又は重度障害者等包括支援を利用する者又は他区市町村の援護を受けている者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当する者のうち、外出することが困難なものとする。

(1) 視覚障害又は肢体不自由の程度が身体障害者手帳1級又は2級の者。ただし、法第5条第4項の同行援護を受けている者にあつては、この同行援護に係る部分については、この要綱の対象から除くものとする。

(2) 愛の手帳又は療育手帳を有する者

- (3) 精神保健福祉手帳を有する者又は精神障害を支給事由とする年金を受けている者
- (4) その他区長が必要であると認める者  
(派遣対象となる外出範囲)

第3条 派遣の対象となる外出は、障害者等が行う次に掲げる外出とする。

- (1) 公的機関、金融機関等での手続を行うための外出
- (2) 社会生活上必要な外出
- (3) 余暇活動、文化活動等を行うための外出
- (4) 特別支援学校、学童クラブ等への送迎（保護者、家族等の対応が困難な場合に限る。以下「学童クラブ等への送迎」という。）
- (5) その他区長が特に必要と認める外出

2 前項の規定にかかわらず、当該外出が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、派遣を行わないものとする。

- (1) 宿泊を伴う場合
- (2) 危険を伴うスポーツ活動を行う場合
- (3) 営利を伴う場合
- (4) 政治活動又は宗教活動を伴う場合
- (5) 派遣に係る身体介護に医療行為が含まれる場合
- (6) その他社会通念上、この事業の対象とすることが適当でないと認められる場合

(法令による給付との調整)

第3条の2 対象者が、法の規定による自立支援給付又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付等で、移動支援者の派遣に相当するものを受けられることができるときは、その範囲において、派遣を行わない。

(利用時間数)

第4条 移動支援者の派遣に係る1月当たりの利用時間数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める時間数を上限として必要と認められる時間数とする。

- (1) 視覚障害者が利用する場合 54時間。ただし、法第5条第4項の同行援護と併用する場合は、利用時間数は原則として合算した時間数とする。
- (2) グループホーム等に入所中の者が利用する場合 15時間
- (3) その他の者が利用する場合 20時間

2 前項の規定にかかわらず、世帯の状況及び緊急性等の理由により、臨時的に第3条第1項各号に掲げる外出に要する時間数に不足が生じることが認められる場合は、54時間を上限として必要と認める時間数を利用時間数とすることができる。

(公民権行使等に係る利用時間数の特例)

第5条 次の各号に掲げる目的のために外出する場合は、当該目的を遂行するために必要と認める時間は、前条の利用時間数に参入しない。

- (1) 選挙権その他公民としての権利の行使又は公の職務の執行
- (2) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に基づく裁判員候補者又は裁判員若しくは補充裁判員に選任された場合における裁判所への出頭

(申請)

第6条 移動支援事業の利用を希望する対象者又は対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、墨田区移動支援事業利用申請書（第1号様式）により、あらかじめ区長に申請する。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、第2条から第4条までの規定によりその申請内容を審査し、利用の要否、1月当たりの利用時間数、利用期間及び利用者負担月額を決定する。

3 区長は、移動支援事業の利用を認めたときは墨田区移動支援事業利用承認決定通知書（第2号様式）により、利用を認めないときは墨田区移動支援事業利用不承認決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(事業の委託)

第7条 区長は、移動支援事業の実施については、法第36条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた障害福祉サービス事業者等（以下「指定事業者」という。）

に事業を委託する。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、移動支援事業のうち、学童クラブ等への送迎に係る移動支援事業の実施について、指定事業者のほか、区長が別に定める法人に委託することができる。

(移動支援者の選定)

第8条 移動支援者は、心身ともに健全であり、障害者等の福祉に関し、理解と熱意を有する者であり、かつ、外出時等の付添いの知識と能力を有し、障害者等の種別に応じた別表1に掲げる要件を備えている者のうちから指定事業者（前条第2項に規定する区長が別に定める法人を含む。以下同じ。）が選定するものとする。

(秘密の保持)

第9条 移動支援者は、その業務を行うに当たって、障害者等の人格を尊重し、当該障害者等及びその家族に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

- 2 指定事業者は、他の指定事業者に対して、障害者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者等又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(派遣の契約)

第10条 第6条第3項の規定による承認の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）が移動支援者の派遣を必要とするときは、同項に規定する墨田区移動支援事業利用承認決定通知書を指定事業者に提示し、直接に事業の利用に係る契約を締結するものとする。

(活動結果の記録等)

第11条 指定事業者は、墨田区移動支援事業活動記録簿（第5号様式）並びに行先、活動内容及び障害者等の状況を記録した書面により活動結果を記録しておかなければならない。

(派遣に要するサービス費及び利用者負担額)

第12条 1月における派遣に要するサービス費は、区長が別に定める移動支援利用

単価に利用回数に乗じて得た額を合計した額とする。

- 2 前項の移動支援利用単価は、原則30分を単位として定めるものとし、その額は区長が別に定める。
- 3 利用者は、第1項のサービス費に係る利用者負担として、1月につき別表2に定める負担上限月額（当該額が前2項に定める額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額（1円未満は切上げ））を支払わなければならない。
- 4 利用者は、前項の負担上限月額のほか、移動支援に要した交通費等の実費費用については、別途、負担しなければならない。
- 5 第5条の規定による外出については、第3項の負担は要しない。

（委託料の支払）

第13条 指定事業者が区長に請求する委託料は、前条第1項に掲げる額から同条第3項に掲げる額を差し引いた額とする。

- 2 指定事業者は、墨田区移動支援事業給付費請求書（第6号様式）及び墨田区移動支援事業給付費明細書（第7号様式）を月単位にまとめ、墨田区移動支援活動記録簿を添えて翌月の10日までに区長に提出し、委託料を請求する。
- 3 区長は指定事業者から委託料の請求があったときは、請求があった日から30日以内に支払う。
- 4 前条第2項の時間は、実際に付き添い支援を提供した時間により決定する。

（申請事項の変更又は利用辞退の届出等）

第14条 利用者は、次の各号に掲げる内容に変更があったとき、又は利用を辞退するときは、墨田区移動支援事業申請事項変更・利用辞退届（第8号様式）を区長に提出するものとする。

- （1）利用者氏名
- （2）住所
- （3）通学又は通所先
- （4）連絡先
- （5）申請者氏名及び続柄

(6) 手帳の種類

(7) 障害の程度

2 利用者は、利用承認決定内容について変更しようとするときは、墨田区移動支援事業変更申請書（第9号様式）により区長に申請するものとする。

(変更の承認)

第15条 区長は、前条第2項の申請があったときは、その内容を審査し、墨田区移動支援事業変更承認（不承認）通知書（第10号様式）によって申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第16条 指定事業者は、移動支援者にその親族である利用者に対する支援を実施させてはならない。

2 指定事業者は、利用者に対する事業の実施に係る記録その他事業の実施に必要な書類を整備し、当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(報告等)

第17条 区長は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、移動支援者若しくは移動支援者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定事業者に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 区長は、必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

3 前2項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈

してはならない。

(不当利得の返還等)

第18条 利用者が、偽りその他不正の手段により移動支援を受けたときは、区長は、その者から、その派遣に要するサービス費に相当する金額の全額又は一部を徴収することができる。

2 指定事業者が、偽りその他不正の行為により移動支援を提供し、又は当該提供に係る委託料の支払を受けたときは、区長は、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させることができる。

(移動支援事業の利用の取消し)

第19条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、移動支援事業の利用を取り消すことができる。

(1) 第2条の要件に該当しなくなったと認めるとき。

(2) 第6条第1項の規定又は第14条の規定による申請等に関し虚偽の申請等をしたとき。

(3) 第14条第1項の規定による届出により移動支援事業対象者でなくなると認めるとき。

(4) 第17条第2項の規定による調査に応じないとき。

(5) 前条第1項に規定する偽りその他不正の手段により移動支援を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により利用の取消しを行ったときは、墨田区移動支援事業支給決定取消通知書(第11号様式)により利用者に通知するものとする。

(委託の取消し)

第20条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者に係る第7条の規定による委託を取り消すことができる。

(1) 委託料の請求に関し不正があったとき。

(2) 指定事業者が第17条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 指定事業者又は当該指定事業者の従業者が、第17条第1項の規定により

出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(4) 指定事業者が都道府県の指定の取消しを受けたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が移動支援事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、障害者福祉課に関するものにあつては福祉保健部長が、保健計画課に関するものにあつては福祉保健部保健衛生担当部長が、それぞれ定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 平成18年10月1日から平成22年3月31日までの間、第12条第1項中「10パーセント」とあるのは、住民税課税世帯にあつては「5パーセント」と、住民税非課税世帯にあつては「3パーセント」とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成22年4月1日から平成24年6月30日までの間、第12条第1項中「10パーセント」とあるのは、住民課税世帯にあつては「5パーセント」と、住民税非課税世帯にあつては「0パーセント」とする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表1

移動支援者の資格要件

修了研修名・資格名	(課程)	墨田区要件
-----------	------	-------



			視覚障 害	肢体不 自由	知的障害		精神障 害		
					身体介護				
					伴わな い	伴う			
介護福祉士			○	○	○	○	○		
介護保険	介護職員実務者研修		○	○	○	○	○		
	介護職員初任者研修		○	○	○	○	○		
障 害 者	障害者居 宅介護従 事者基礎 研修等	居宅介護職員初任者 研修		○	○	○	○	○	
		居宅介護従業者基礎 研修課程				○			
		重度訪問介護従業者 養成研修	基礎課 程			○			
			追加課 程			○			
			統合課 程			○			
		行動障 害支援 課程					○	○	○
		同行援護従業者養成 研修	一般課 程		○				
			応用課 程		○				
		行動援護従業者養成 研修課程					○	○	○
		障害者	視覚障害者移動支援		○				

(児)移動 支援従業 者養成研 修	従業者養成研修課程						
	全身性障害者移動支 援従業者養成研修課 程			○			
	知的障害者移動支援 従業者養成研修課程				○	○	
その他	保健師		○	○	○	○	○
	看護師		○	○	○	○	○
	精神保健福祉士						○
	国立障害者リハビリ テーションセンター 学院視覚障害学科		○				

別表 2

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律（平成6年法律第30号）による支援給付者	0円
一般1	区市町村民税課税世帯（所得 割16万円未満）※1	9,300円 ※3
一般2	区市町村民税課税世帯（所得 割16万円以上）※2	37,200円

障害児の場合⇒※1 所得割28万円未満

※2 所得割28万円以上

※3 4,600円

様式 省略